

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第46号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「次条」の次に「、第13条の 2」を加える。

第13条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の 2 児童福祉施設の設置者は、法第45条第 7 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第69号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第6条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなけれ

ばならない。

（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第4条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第46条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第46条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実

確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第62条中「第33条」の次に「、第46条」を加える。

第83条、第84条、第96条および第101条中「第45条まで、第47条から」を削る。

（秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。